

【資料】 タイ刑法典（各則編）（1）

平 井 佐和子

【解題】

本稿は、1956年制定のタイ刑法典第2編「罪」のうち、国家及び公共の平穩に関する罪¹（ความคิดเกี่ยวกับรัฐและความสงบสุขของสาธารณะ）の翻訳である。本誌前号²に掲載した「総則編」と同様、2019年までの刑法改正を反映している。なお、各条文に改正経緯の注記を付しているが、罰金額が10倍に引き上げられた2017年改正については注を省略している。

タイ刑法の大きな特徴は、いわゆる不敬罪を存置していることであろう（第112条³）。日本刑法典にもあった不敬罪規定、すなわち「天皇、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子又ハ皇太孫ニ対シ不敬ノ行為アリタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ処ス」（第74条第1項）の条文は、戦後日本国憲法の制定・施行に伴い削除された。タイでは、1932年に起きた立憲革命以降、現在まで19回の軍事クーデターを数えるが、このうち1976年のクーデターでは、国立タマサート大学における学生運動が弾圧され、不敬問題を契機として王制の擁護が目指された⁴。こうしてクーデターを主導した国家統治改革団の命令により、1976年に刑法が改正され、第112条の法定刑が従来の「7年以下の懲役」から、

1 一般に「第9部 性に関する罪」まで含めるが、本稿では「第1部 国家の安全に関する罪」から「第8部 商取引に関する罪」までを扱い、「第9部 性に関する罪」については次号に譲る。

2 西南学院大学法学論集第54巻第3・4合併号（2022年3月）205 - 239頁。

3 同様の規定は、外国の元首等（第133条）、外国の代表者（第134条）に対してもみられる。

4 「強権政治への復帰—1976年のタイ」アジア経済研究所『アジア動向年報1977年版』265 - 311頁。

「3年以上15年以下の懲役」に引き上げられたのである(ちなみに、1908年旧刑法では3年以下の懲役と2000バーツ以下の罰金の選択刑又は併科であった(第100条))。第112条の成立要件は、国王等に対して、その名誉を毀損し(หมิ่นประมาท)、侮辱し(ดูหมิ่น)又は悪意を示す(แสดงความอาฆาตมาดร้าย)ことである。「悪意を示す」とは、国王等の生命、身体、自由、名誉、財産その他の権利に対して、将来加害行為をなすことを対外的に表明することと定義されるが、言葉や態度で表現することに限られず、また怒りの感情を示すことだけに限られない。例えば、国王賛歌が流れている際に関心を示さず、直立しないこともその対象となるとされる⁵。また、表現の自由を保障するための免責事由(第329条)も適用されない。まさに「不敬罪」と称される所以である。このように、第112条の規定の解釈が多義的で、また多用されてきたことは、タイ式「王制民主主義」と憲法の「国王は崇高にして侵すべからざる」(2017年タイ憲法第6条第1項)との宣言とあいまって、タイ社会における王室に対する自由な言論を阻害してきたといわれている⁶。

以下、タイ刑法典第2編「罪」[第1部 国家の安全に関する罪]から「第8部 商取引に関する罪」までの内容を簡単にみておきたい。「第1部 国家の安全に関する罪」では、戦前の日本刑法の「皇室に対する罪」⁷と同様、「王室に対する罪」が冒頭に規定される。国王、王妃、王嗣、摂政の暗殺については既遂、未遂ともに死刑を絶対法定刑とする(第107条、第109条)。ただし、予備は必要的に減輕される(同条各第3項)。外患罪については、未遂、予備ともに同一刑となる(第128条)。

第135/1条以下は、2001年9月にアメリカで発生した同時多発テロを受けて、国連安全保障理事会第4385回会合で採択された決議第1373号⁸に基づき、刑法典中に「第1/1部 テロリズムに関する罪」として新設されたものである。

5 刑法各則の注釈書による。ดร.ทวีเกียรติ มีนะกนิษฐ, คำอธิบายกฎหมายอาญา ภาคความผิดและโทษ, 2011, p31.

6 岩佐淳士『王室と不敬罪—プミポン国王とタイの混迷』(文春新書、2018年)参照。

7 日本刑法第73条「天皇、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子又ハ皇太孫ニ対シ危害ヲ加ヘ又ハ加ヘントシタル者ハ死刑ニ處ス」(1947年削除)。

8 United Nations Security Council Resolution 1373, UN Doc. S/RES/1373 (28 September 2001).

「第2部 行政に関する罪」では、外部から行政機能を侵害する罪と、公務員自身が行政機能を侵害する罪とに分けられる。この公務員による汚職行為に対して重い法定刑が規定されていることもタイ刑法の特徴であろう。たとえば、公務員による収賄罪について、日本刑法では5年以下の有期懲役のところ（日本刑法第197条第1項前段）、タイ刑法では「5年以上20年以下の懲役若しくは終身刑及び100,000バーツ以上400,000バーツ以下の罰金、又は死刑」として、選択刑に死刑まで規定するのである（第149条）。

「第3部 司法に関する罪」でも同様に、外部から司法機能を侵害する罪と、司法職の公務員が司法機能を侵害する罪とを規定する。偽証等をなした者に対する自白による刑の減免は日本刑法でもみられる（日本刑法第170条、第171条、第173条）が、タイ刑法では「証言を終える前に」自白したときは刑を免除され（第182条）、「その判決が言渡される前に」自白したときは減輕される（第183条）。留置担当官が被拘禁者を過失により解放した場合に、3月以内に奪還すべく対処したときはその刑を停止するとの規定（第205条第3項）は、行為者は訴追を免れないので、本人が手配をして他の公務員が奪還してもよく、また生命ある状態で奪還する必要はないと説明される⁹。

「第4部 宗教に関する罪」では、宗教に関する罪として3条を割く（第206条から第208条）。宗教に対する冒瀆行為を刑法で規制する国はヨーロッパ諸国でもみられるし¹⁰、日本刑法も礼拝所に対する不敬行為を処罰する¹¹ところ、タイは法定刑を「1年以上7年以下の懲役若しくは20,000バーツ以上140,000バーツ以下の罰金、又はその併科」として、かなり重い法定刑を設ける（第206条）。タイ憲法は、国王を「宗教の保護者」と定める（タイ憲法第7条）。こうした点を踏まえて、刑法でも宗教を特に保護しているとみることができる。

9 前掲注釈書, p117.

10 宗教に対する冒瀆罪は表現の自由との関係で議論がある。ドイツ（刑法第166条）やイタリア（刑法第404条）では犯罪化されているが、フランスでは2016年に廃止された。https://end-blasphemy-laws.org 参照。

11 日本刑法第188条第1項「神祠、仏堂、墓所その他の礼拝所に対し、公然と不敬な行為をした者は、六月以下の懲役若しくは禁錮又は十万円以下の罰金に処する。」

「第5部 公衆の平穩に関する罪」は、いわゆる組織犯罪を規制する。第213条は、組織の構成員が共謀した犯罪を実行した場合に、実行行為に関与しなかった者も含めて共同正犯が成立する、いわゆる共謀共同正犯を立法化した規定である。

「第6部 公衆の危険に関する罪」は、放火、往来妨害、食品・飲料水など、公共の安全を脅かす犯罪を規定する。1971年のクーデター後に刑法改正が行なわれ、放火罪の加重類型の法定刑に死刑が追加され、さらに罰金刑の併科が削除された(第218条)。また、放火・爆発致死罪の法定刑に死刑と終身刑が追加され、有期刑の下限が7年から10年に引き上げられ、罰金刑の選択併科規定が削除された(第224条第2項)。

「第7部 偽造及び変造に関する罪」には、電子カードに関する罪が2004年に、パスポートに関する罪が2007年に、それぞれ第4章、第5章として新設された。

「第8部 商取引に関する罪」は、公正な商取引や適正な商品流通を阻害する行為について、特に刑法典に規定するものである。偽装販売の罪について、1979年の改正により、法定刑が「1年以下の懲役若しくは2,000バツの罰金」から「3年以下の懲役若しくは6,000バツの罰金」に引き上げられ、親告罪規定が削除された(第271条)。

タイ刑法典

目次

第1編 総則

第1部 一般犯罪に関する通則

第1章 定義（1条）

第2章 刑法の適用（2 - 17条）

第3章 刑及び保安処分（18 - 58条）

第4章 刑事責任（59 - 79条）

第5章 未遂（80 - 82条）

第6章 共犯（83 - 89条）

第7章 罪の競合（90 - 91条）

第8章 累犯（92 - 94条）

第9章 時効（95 - 101条）

第2部 軽犯罪に関する通則（102 - 106条）

（以上、本誌第54巻第3・4号）

第2編 罪

第1部 国家の安全に関する罪

第1章 王室に対する罪（107 - 112条）

第2章 国家の内部的安全に対する罪（113 - 118条）

第3章 国家の外部的安全に対する罪（119 - 129条）

第4章 国交に対する罪（130 - 135条）

第1／1部 テロリズムに関する罪（135/1 - 135/4条）

第2部 行政に関する罪

第1章 公務員に対する罪（136 - 146条）

第2章 公務に対する罪（147 - 166条）

第3部 司法に関する罪

第1章 司法職公務員に対する罪（167 - 199条）

第2章 司法職務に対する罪(200-205条)

第4部 宗教に関する罪(206-208条)

第5部 公衆の平穩に関する罪(209-216条)

第6部 公衆の危険に関する罪(217-239条)

第7部 偽造及び変造に関する罪

第1章 通貨に関する罪(240-249条)

第2章 印章、印紙及び切符に関する罪(250-263条)

第3章 文書に関する罪(264-269条)

第4章 電子カードに関する罪(269/1-269/7条)

第5章 パスポートに関する罪(269/8-269/15条)

第8部 商取引に関する罪(270-275条) (以上、本号)

第9部 性に関する罪(276-287条)

第10部 生命及び身体に対する罪(288-308条)

第11部 自由及び名誉に対する罪(309-333条)

第12部 財産に対する罪(334-366条)

第13部 死体に対する罪(366/1-366/5条)

第3編 軽犯罪(367-398条)

第2編 罪

第1部 国家の安全に関する罪

第1章 王室に対する罪

第107条① 国王を暗殺した者は、死刑に処する。

② 前項の罪の未遂は、同一の刑に処する。

③ 国王の暗殺の予備をした者は、終身刑に処する。暗殺を企図する者を知って秘匿した者も、同様とする。

第108条① 国王又は国王の自由に対して暴行した者は、死刑又は終身刑に処する。

② 前項の罪の未遂は、同一の刑に処する。

③ 第1項の暴行が、国王の生命に危険を及ぼす虞れある性質のものであるときは、死刑に処する。

④ 国王又は国王の自由に対する暴行の予備をした者は、16年以上20年以下の懲役に処する。暴行を企図する者を知って秘匿した者も、同様とする。

第109条① 王妃、王嗣又は摂政を暗殺した者は、死刑に処する。

② 前項の罪の未遂は、同一の刑に処する。

③ 王妃、王嗣又は摂政の暗殺の予備をした者は、12年以上20年以下の懲役に処する。暗殺を企図する者を知って秘匿した者も、同様とする。

第110条① 王妃、王嗣若しくは摂政又はその自由に対して暴行した者は、終身刑又は16年以上20年以下の懲役に処する。

② 前項の罪の未遂は、同一の刑に処する。

③ 第1項の暴行が、王妃、王嗣又は摂政の生命に危険を及ぼす虞れある性質のものであるときは、死刑又は終身刑に処する。

④ 王妃、王嗣若しくは摂政又はその自由に対する暴行の予備をした者は、12年以上20年以下の懲役に処する。暴行を企図する者を知って秘匿した者も、同様とする。

第111条 第107条から第110条までの罪の従犯は、正犯と同一の刑に処する。

第112条¹ 国王、王妃、王嗣又は摂政に対して、その名誉を毀損し、侮辱し又は悪意を示した者は、3年以上15年以下の懲役に処する。

第2章 国家の内部的安全に対する罪

第113条 次の各号に該当する目的で、暴行し又は暴行する旨脅迫した者は、内乱の罪とし、死刑又は終身刑に処する。

(1) 憲法を破壊し又は改変すること

(2) 憲法に定める立法権、行政権若しくは司法権を破壊し又はその権限を無効化すること

(3) 王国を分割し又は王国の一地域において国権を排除すること

1 1976年国家統治改革団命令（第41号）により改正。

第114条 内乱を起こす目的で、武器若しくは凶器を収集し、又はその予備若しくは陰謀をした者は、3年以上15年以下の懲役に処する。内乱計画の一部の罪を犯し、内乱を起こすよう人を煽動し、又は内乱を企図する者を知って秘匿した者も、同様とする。

第115条① 軍隊又は警察部隊の隊員を煽動して、任務を放棄させ、怠業させ、又は反乱を起こさせた者は、5年以下の懲役に処する。

② 前項の罪を、軍隊又は警察部隊の規律及び能率を低下させる目的で犯したときは、10年以下の懲役に処する。

第116条 次の各号に該当する目的で、憲法の目的又は公正な意見若しくは批評の範囲を超えて、言動、執筆その他の手段により、公衆に対して表明した者は、7年以下の懲役に処する。

(1) 武力又は暴力の行使により、国法又は政権の改変をもたらすこと

(2) 公衆の間に騒乱又は反乱を起こし、王国に不穏を生じさせること

(3) 公衆に対して、国法に違背させること

第117条① 国法を改変し、政府に強制し、又は公衆を威嚇する目的で、ストライキ、ロックアウト又は商取引停止の共同実行を煽動し又は組織した者は、7年以下の懲役若しくは140,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

② 前項の目的を知って、ストライキ、ロックアウト又は商取引停止に参加し又は援助した者は、3年以下の懲役若しくは60,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

③ 第1項の目的を知って、ストライキ、ロックアウト又は商取引停止に参加させ又は援助させる目的で、人に暴行し、暴行する旨脅迫し、又は威嚇した者は、5年以下の懲役若しくは100,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第118条² 国家に対して侮辱を加える目的で、国旗その他の国章に行為をした者は、2年以下の懲役若しくは40,000バーツ以下の罰金、又はその併科

2 1976年国家統治改革団命令(第41号)により改正。

に処する。

第3章 国家の外部的安全に対する罪

第119条 王国若しくはその一部を外国の主権に従属させ、又は国家の独立を侵害する目的で行為をした者は、死刑又は終身刑に処する。

第120条 戦闘その他の方法により国家と敵対する目的で、外国の利益活動を行なう者と通謀した者は、終身刑又は10年以上20年以下の懲役に処する。

第121条 国家に対して武装し又は国家の敵方に参加したタイ国民は、死刑又は終身刑に処する。

第122条① 敵方の戦闘作戦又は戦闘準備を支援する目的で行為をした者は、5年以上15年以下の懲役に処する。

② 前項の支援行為が、次の各号に該当する場合は、死刑又は終身刑に処する。

(1) 要塞、野営地、空港、戦闘車両、車両、輸送路、通信手段、軍需物資、食糧、船渠、建物その他戦争に使用する物を使用不能にし又は敵方の勢力下におくこと

(2) 軍隊の隊員に対して、怠業し、反乱を起こし、任務を放棄し又は規律に違反するよう煽動すること

(3) 諜報活動を行ない、敵方を指揮又は誘導すること

(4) 戦闘において、敵方の利益となる行動をすること

第123条 国家の安全に関する機密情報、文書その他の物を取得する目的で行為をした者は、10年以下の懲役に処する。

第124条① 国家の安全に関する機密情報、文書その他の物を、他人に通知し又は取得させる目的で行為をした者は、10年以下の懲役に処する。

② 前項の罪を、戦闘中又は戦争中に犯したときは、5年以上15年以下の懲役に処する。

③ 前2項の罪を、外国の利益のために犯したときは、死刑又は終身刑に処する。

第125条 外交における国家の利益に関する文書又は企画を偽造し、改竄し、

留置き、隠匿し、隠蔽し、遺棄し、損壊し、破棄し、廃棄し又は無益にした者は、10年以下の懲役に処する。

第126条 外国政府に対する国家活動の遂行を政府から委任された者が、委任された活動を不正に遂行しなかったときは、1年以上10年以下の懲役に処する。

第127条① 国家の対外的安全に有事を招く目的で行為をした者は、10年以下の懲役に処する。

② 前項の罪を犯し、よって有事が生じたときは、死刑、終身刑又は2年以上20年以下の懲役に処する。

第128条 この章の罪の予備又は未遂は、その罪について法律が規定する刑と同一の刑に処する。

第129条 この章の罪の従犯は、正犯と同一の刑に処する。

第4章 国交に対する罪

第130条① 友好国の元首、女王、王配、王嗣若しくは首席又はその自由に対して暴行した者は、1年以上15年以下の懲役に処する。

② 前項の罪の未遂は、同一の刑に処する。

第131条① 王室に派遣された外国の代表者又はその自由に対して暴行した者は、10年以下の懲役に処する。

② 前項の罪の未遂は、同一の刑に処する。

第132条 前2条に掲げる人を殺した者は、死刑又は終身刑に処する。その未遂も、同様とする。

第133条³ 外国の元首、女王、王配、王嗣又は首席に対して、その名誉を毀損し、侮辱し又は悪意を示した者は、1年以上7年以下の懲役若しくは20,000バーツ以上140,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第134条⁴ 王室に派遣された外国の代表者に対して、その名誉を毀損し、侮辱し又は悪意を示した者は、6月以上5年以下の懲役若しくは10,000バーツ以

3 1976年国家統治改革団命令(第41号)により改正。

4 1976年国家統治改革団命令(第41号)により改正。

上100,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第135条⁵ 友好国に対して侮辱を加える目的で、その国の国旗その他の国章に行為をした者は、2年以下の懲役若しくは40,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第1 / 1部 テロリズムに関する罪⁶

第135/1条① タイ国政府、外国政府若しくは国際機関に対して、脅迫若しくは強制して重大な損害を及ぼし得る行為をさせ若しくはさせず、又は公衆を恐怖に陥れて秩序を混乱させる目的で、次の各号に該当する犯罪行為を実行した者は、テロリズムの罪とし、死刑、終身刑又は3年以上20年以下の懲役及び60,000バーツ以上1,000,000バーツ以下の罰金に処する。

(1) 個人の生命に危険を生じさせ、又は個人の身体若しくは自由に重大な危険を生じさせる暴行その他の行為

(2) 交通システム、通信システム又は公益基盤に重大な損害を与える行為

(3) 一国若しくは個人の財産又は環境に損害を与え、よって経済に著しい損害を与え又はその虞れを生じさせる行為

② 憲法上の自由の行使である、政府に救済又は公正を求める行進、集会、抗議、討論又は表明は、テロリズムの罪とはならない。

第135/2条 次の各号に該当する行為をした者は、2年以上10年以下の懲役及び40,000バーツ以上200,000バーツ以下の罰金に処する。

(1) 脅迫したとおりに本人が実行すると信じ得べき状況を作成し、テロリズムを実行すると脅迫する行為

(2) 武器若しくは凶器を収集し、資金を調達若しくは獲得し、テロリズムの訓練を提供し若しくは受け、その他の備えをし、他人とテロリズム若しくはその計画の一部となる犯罪実行を共謀し、公衆を煽動してテロリズムの一部に参加させる行為、又はテロリズムを企図する者を知って秘匿する行為

第135/3条 前2条の罪の従犯は、正犯と同一の刑に処する。

5 1976年国家統治改革団命令（第41号）により改正。

6 2003年王室令により新設。

第135/4条 テロリスト集団として指定された集団の構成員として、国際連合安全保障理事会が決議若しくは公告し、かつ、タイ国政府が告示した者は、7年以下の懲役及び140,000バーツ以下の罰金に処する。

第2部 行政に関する罪

第1章 公務員に対する罪

第136条⁷ 現に職務を執行し、又は現に職務を執行し終わった公務員を侮辱した者は、1年以下の懲役若しくは20,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第137条 公務員に対して虚偽の申告をし、よって他人又は公衆に損害を及ぼす虞れを生じさせた者は、6月以下の懲役若しくは10,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第138条⁸① 公務員又は法律の定める公務補助員がその職務を執行するに当たり、抵抗又は妨害をした者は、1年以下の懲役若しくは20,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

② 前項の抵抗又は妨害行為が、暴行により又は暴行する旨脅迫して行なわれたときは、2年以下の懲役若しくは40,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第139条 暴行により又は暴行する旨脅迫して、公務員に対して、職務上不正な行為をさせ又は相当の行為をさせないように強要した者は、4年以下の懲役若しくは80,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第140条① 第138条第2項又は前条の罪を、凶器を所持し若しくは使用して、又は3人以上で犯したときは、5年以下の懲役若しくは100,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

② 前項の罪を、秘密結社又は犯罪組織の威力を示して犯したときは、その秘密結社又は犯罪組織が現に存在するか否かにかかわらず、2年以上10年以下の懲役及び40,000バーツ以上200,000バーツ以下の罰金に処する。

7 1976年国家統治改革団命令(第41号)により改正。

8 1976年国家統治改革団命令(第41号)により改正。

③⁹ 本条の罪を、銃若しくは爆発物を所持し、又は使用して犯したときは、前2項に規定する刑に2分の1を加えた刑に処する。

第141条 公務員がその職務において押収、差押え若しくは領置した証として施した封印若しくは表示を毀棄し、損壊し、破壊し又は無益にした者は、2年以下の懲役若しくは40,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第142条 証拠として又は法律の執行のために、公務員が押収若しくは領置し、又は提出命令を受けた財物若しくは文書を損壊し、破壊し、隠匿し、隠滅し、廃棄し又は無益にした者は、公務員自身が当該物を保管していたか、又は当該物の提出若しくは保管を自己若しくは他人が命じられたか否かにかかわらず、3年以下の懲役若しくは60,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第143条 公務員、国会議員、県議会議員又は市議会議員に対して、不正な若しくは違法な手段により、又は自己の影響力を利用して、個人の利益若しくは不利益となるように職務上の行為をさせ若しくは行為をさせないように、あつせんをすること又はしたことの報酬として、自己又は他人のために財産その他の利益を受受し、又はその要求若しくは約束をした者は、5年以下の懲役若しくは100,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第144条 公務員、国会議員、県議会議員又は市議会議員に対して、職務上不正な行為をさせ若しくは相当の行為をさせず、又は職務を遅延させることを目的として、財産その他の利益を供与し、又はその供与の申込み若しくは約束をした者は、5年以下の懲役若しくは100,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第145条① 権限ある公務員でないにもかかわらず、公務員を装い、かつ、公務員の職務を行なった者は、1年以下の懲役若しくは20,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

② 停職命令を受けた公務員が、なおその職務を続けたときは、前項と同一の刑に処する。

9 1971年国家改革評議会布告（第11号）により新設。

第146条 その権利がないにもかかわらず、権利があるように他人に誤信させる目的で、公務員、国会議員、県議会議員若しくは市議会議員の制服を着用し、又はその肩書、身分、装飾若しくは装飾を表す物を使用した者は、1年以下の懲役若しくは20,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第2章 公務に対する罪¹⁰

第147条 財物の購入、調達、保守又は管理の職務を行なう公務員が、自己又は他人のために当該財物を不正に流用したときは、5年以上20年以下の懲役又は終身刑及び100,000バーツ以上400,000バーツ以下の罰金に処する。他人が当該財物を流用することを不正に容認したときも、同様とする。

第148条 公務員が不当にその職権を行使して、自己又は他人のために財産その他の利益を供与することを強要し、又は働きかけたときは、5年以上20年以下の懲役若しくは終身刑及び100,000バーツ以上400,000バーツ以下の罰金、又は死刑に処する。

第149条 公務員、国会議員、県議会議員又は市議会議員が、その職務に反するか否かにかかわらず、職務上の行為をし又は行為をしなかったことに関し、自己又は他人のために財産その他の利益を不当に収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、5年以上20年以下の懲役若しくは終身刑及び100,000バーツ以上400,000バーツ以下の罰金、又は死刑に処する。

第150条 公務員がその職位に任命される以前に収受し、又はその要求若しくは約束をした財産その他の利益のために、職務上の行為をし又は行為をしなかったときは、5年以上20年以下の懲役又は終身刑及び100,000バーツ以上400,000バーツ以下の罰金に処する。

第151条 財物の購入、調達、保守又は管理の職務を行なう公務員が、不正に職権を行使して、国、地方自治体、公衆衛生又は当該財物の所有者に損害を与えたときは、5年以上20年以下の懲役又は終身刑及び100,000バーツ以上400,000バーツ以下の罰金に処する。

10 1959年刑法改正法(第1号)により第147条から第157条まで改正。

第152条 事業活動の管理監督の職務を行なう公務員が、当該活動に関して、自己又は他人の利益のために利害関係をもったときは、1年以上10年以下の懲役及び20,000バーツ以上200,000バーツ以下の罰金に処する。

第153条 会計の職務を行なう公務員が、自己又は他人の利益とする目的で、支払うべき額より多額を支出したときは、1年以上10年以下の懲役及び20,000バーツ以上200,000バーツ以下の罰金に処する。

第154条 税金、関税、手数料その他金銭の徴収若しくは照合の職務を行なう公務員又は当該職務を専門とする公務員が、税金、関税、手数料その他の金銭を不正に徴収し又は徴収しなかったときは、5年以上20年以下の懲役又は終身刑及び100,000バーツ以上400,000バーツ以下の罰金に処する。税金、関税、手数料その他の金銭の支払い義務者に支払いを免れさせ又は低額を支払わせる目的で、徴収し又は徴収しなかったときも、同様とする。

第155条 法律に従い税金、関税又は手数料を徴収するために財産又は商品の価値を査定する職務を行なう公務員が、税金、関税又は手数料の支払い義務者に支払いを免れさせ又は低額を支払わせる目的で、財産又は商品の価値を不正に査定したときは、5年以上20年以下の懲役又は終身刑及び100,000バーツ以上400,000バーツ以下の罰金に処する。

第156条 法律に従い会計検査の職務を行なう公務員が、税金、関税若しくは手数料の支払い義務者に支払いを免れさせ、又は低額を支払わせるべく、帳簿の記載免除、帳簿の不実記載、帳簿の修正、又は帳簿記載証拠の作成若しくは隠匿をさせる目的で、不正に助言を行ない、又は不正に行為をし若しくは行為をしなかったときは、5年以上20年以下の懲役又は終身刑及び100,000バーツ以上400,000バーツ以下の罰金に処する。

第157条 公務員が、他人に損害を与える目的で、職務を不当に執行し又は放棄したときは、1年以上10年以下の懲役若しくは20,000バーツ以上200,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。公務員が、職務を不正に執行し又は放棄したときも、同様とする。

第158条 公務員が、保管管理の義務ある財物又は文書を損壊し、破壊し、隠匿し、隠滅し、廃棄し、又は無益にしたときは、7年以下の懲役及び

140,000パーツ以下の罰金に処する。他人が同様の行為をすることを容認したときも、同様とする。

第159条 財物又は文書の保存及び保管の職務を行なう公務員が、その職務に反して、財物又は文書を押収、差押え若しくは領置した証として施した封印若しくは表示を毀棄し、損壊し、破壊し、又は無益にしたときは、5年以下の懲役若しくは100,000パーツ以下の罰金、又はその併科に処する。他人が同様の行為をすることを容認したときも、同様とする。

第160条 他人の若しくは公務用の印章若しくは印影の保管若しくは使用の職務を行なう公務員が、その職務に反して、当該印章又は印影を使用して、よって他人又は公衆に損害を及ぼす虞れを生じさせたときは、5年以下の懲役若しくは100,000パーツ以下の罰金、又はその併科に処する。他人が同様の行為をすることを容認したときも、同様とする。

第161条 文書を作成し、文書に情報を記入し、又は文書を管理する職務を行なう公務員が、その職務を遂行する機会に乗じて、文書を偽造したときは、10年以下の懲役及び200,000パーツ以下の罰金に処する。

第162条 文書を作成し、文書を受領し、又は文書に情報を記入する職務を行なう公務員が、その職務の遂行に当たり、次の各号に該当する行為をしたときは、7年以下の懲役及び140,000パーツ以下の罰金に処する。

- (1) 虚構の事実を自ら行ない又は自己の面前で行なわれたと認証する行為
- (2) 情報が存在しない事柄について、情報があると認証する行為
- (3) 記録すべきことを記録せず、又は記録を改変する行為
- (4) 真実を証明すべき文書において、虚偽の事実を認証する行為

第163条 郵便、電信又は電話の職務を行なう公務員が、その職務に反して、次の各号に該当する行為をしたときは、5年以下の懲役若しくは100,000パーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

- (1) 郵便又は電信によって送られた信書その他の物を開封する行為、又は他人が同様の行為をすることを容認する行為
- (2) 郵便又は電信によって送られた信書その他の物を損壊し、破壊し若しくは廃棄する行為、又は他人が同様の行為をすることを容認する行為

(3) 郵便又は電信によって送られた信書その他の物を留置き、紛失し、又は名宛人でない第三者に送付する行為

(4) 郵便、電信又は電話によって送られた情報を開示する行為

第164条 公務員が、その職務に反して、公務において知り又は知り得る秘密を他人に知らしめる行為をしたときは、5年以下の懲役若しくは100,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第165条 法律又は法律に基づく命令を執行する職務を行なう公務員が、法律若しくは命令の執行を阻止し、又は妨害したときは、1年以下の懲役若しくは20,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第166条① 公務員が、職務を中断させ又は損害を与える目的で、5人以上通謀して怠業その他の行為をしたときは、5年以下の懲役若しくは100,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

② 前項の罪を、国法を改変し、政府に強制し、又は公衆を威嚇する目的で犯したときは、10年以下の懲役及び200,000バーツ以下の罰金に処する。

第3部 司法に関する罪

第1章 司法職公務員に対する罪

第167条 裁判官、検察官、捜査指揮官又は取調官に対して、職務上不正な行為をさせ若しくは相当の行為をさせず、又は職務を遅延させることを目的として、財産その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、7年以下の懲役及び140,000バーツ以下の罰金に処する。

第168条 検察官、捜査指揮官又は取調官による適法な出頭及び供述の要請に応じない者は、3月以下の懲役若しくは5,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第169条 検察官、捜査指揮官又は取調官による適法な財物若しくは文書の提出、宣誓、確約又は供述の要請に応じない者は、3月以下の懲役若しくは5,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第170条 訴訟手続において、出頭及び供述、出頭及び証言、又は財物若しくは文書の提出を求める裁判所の令状若しくは命令に応じない者は、6月以

下の懲役若しくは10,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第171条 宣誓、確約、供述又は証言を求める裁判所の命令に応じない者は、6月以下の懲役若しくは10,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第172条 検察官、捜査指揮官、取調官又は犯罪捜査官に対して、犯罪に関する虚偽の申告をし、よって他人又は公衆に損害を及ぼす虞れを生じさせた者は、2年以下の懲役若しくは40,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第173条 取調官又は犯罪捜査官に対して、犯罪が発生していないことを知りながら、犯罪に関する虚構の申告をした者は、3年以下の懲役及び60,000バーツ以下の罰金に処する。

第174条① 前2条の申告が、他人に保安処分を受けさせる目的でなされたときは、3年以下の懲役及び60,000バーツ以下の罰金に処する。

② 前項の申告が、他人に刑を受けさせ又はより重い刑を受けさせる目的でなされたときは、5年以下の懲役及び100,000バーツ以下の罰金に処する。

第175条 事実と反して罪を犯し、又は事実より重い罪を犯したとして、裁判所に虚偽の告訴をした者は、5年以下の懲役及び100,000バーツ以下の罰金に処する。

第176条 前条の罪を犯した者が、その判決が言渡される前に、裁判所に自白して、告訴を取下げ又は修正をしたときは、裁判所は、法律の規定より軽い刑を科し、又は刑を科さないことができる。

第177条① 訴訟手続において、裁判所に虚偽の証言をした者は、それが事件の本質に係るものであるときは、5年以下の懲役若しくは100,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

② 前項の罪を、刑事訴訟手続において犯したときは、7年以下の懲役及び140,000バーツ以下の罰金に処する。

第178条 裁判官、検察官、捜査指揮官又は取調官から通訳を求められた者が、その本質に係る部分について虚偽の通訳をしたときは、3年以下の懲役若しくは60,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第179条 取調官又は犯罪担当官に対して、犯罪が発生し又は事実よりも重

【資料】タイ刑法典（各則編）(1)

い犯罪が発生したと誤信させる目的で、虚偽の証拠を作成した者は、2年以下の懲役若しくは40,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第180条① 訴訟手続において、虚偽の証拠を提出又は提示した者は、それが事件の本質に係るものであるときは、3年以下の懲役若しくは60,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

② 前項の罪を、刑事訴訟手続において犯したときは、7年以下の懲役及び140,000バーツ以下の罰金に処する。

第181条 第174条、第175条、第177条、第178条又は前条の罪を犯し、

(1) よって他人が3年以上の懲役に当たる罪で訴追されたときは、6月以上7年以下の懲役及び10,000バーツ以上140,000バーツ以下の罰金に処する。

(2) よって他人が死刑又は終身刑に当たる罪で訴追されたときは、1年以上15年以下の懲役及び20,000バーツ以上300,000バーツ以下の罰金に処する。

第182条 第177条又は第178条の罪を犯した者が、その証言又は通訳を終える前に、裁判所又は公務員に自白して、真実を述べたときは、罰しない。

第183条 第177条、第178条又は第180条の罪を犯した者が、その判決が言渡される前に、かつ、自身が犯した罪で訴追される前に、裁判所又は公務員に自白して、真実を述べたときは、裁判所は、法律の規定より軽い刑を科すことができる。

第184条 他人に刑を免れさせ又は軽い刑を受けさせる目的で、犯罪実行の証拠を損壊し、破壊し、隠匿し、隠滅し、廃棄し又は無益にした者は、5年以下の懲役若しくは100,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第185条 訴訟手続において、裁判所に提出され又は裁判所で保管する財物若しくは文書を損壊し、破壊し、隠匿し、隠滅し、廃棄し又は無益にした者は、5年以下の懲役若しくは100,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第186条 裁判所の判決によって没収された財産を損壊し、破壊し、隠匿し、隠滅し、廃棄し又は無益にした者は、3年以下の懲役若しくは60,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第187条 裁判所の判決若しくは命令の執行を妨げる目的で、押収若しくは

差押えられた財産又は押収若しくは差押えられることを知った財産を損壊し、破壊し、隠匿し、隠滅し、廃棄し又は無益にした者は、3年以下の懲役若しくは60,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第188条 他人又は公衆に損害を及ぼす虞れのある方法で、他人の遺言証書又は文書を損壊し、破壊し、隠匿し、隠滅し、廃棄し又は無益にした者は、5年以下の懲役及び100,000バーツ以下の罰金に処する。

第189条 逮捕を免れさせる目的で、軽犯罪以外の罪を犯した者又はその嫌疑をかけられた者を蔵匿、隠避その他の方法で援助した者は、2年以下の懲役若しくは40,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第190条^① 裁判所、取調官又は犯罪捜査官の権限により拘禁された者が逃走したときは、3年以下の懲役若しくは60,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

② 前項の罪を、拘禁場所をこじ開け、暴行し、暴行する旨脅迫し、又は3人以上通謀して犯したときは、5年以下の懲役若しくは100,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

③¹¹ 本条の罪を、銃若しくは爆発物を所持し、又は使用して犯したときは、前2項に規定する刑に2分の1を加えた刑に処する。

第191条^① 裁判所、取調官又は犯罪捜査官の権限により拘禁された者を解放した者は、5年以下の懲役若しくは100,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

② 前項の罪において、裁判所によって死刑、終身刑若しくは15年以上の懲役に処せられた者、又は3人以上の者を解放したときは、6月以上7年以下の懲役及び10,000バーツ以上140,000バーツ以下の罰金に処する。

③¹² 本条の罪を、暴行により若しくは暴行する旨脅迫して、又は銃若しくは爆発物を所持し若しくは使用して犯したときは、前2項に規定する刑に2分の1を加えた刑に処する。

第192条 逮捕を免れさせる目的で、裁判所、取調官又は犯罪捜査官の権限

11 1971年国家改革評議会布告(第11号)により新設。

12 1971年国家改革評議会布告(第11号)により新設。

による適法な拘禁から逃走した者を蔵匿、隠避その他の方法で援助した者は、3年以下の懲役若しくは60,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第193条 第184条、第189条又は前条の罪を、父母、子、配偶者を援助する目的で犯したときは、裁判所は、刑を科さないことができる。

第194条 第45条の特定地域への立入禁止の判決を受けた者が、当該地域に立入ったときは、1年以下の懲役若しくは20,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第195条 第49条の留置命令を受けた治療施設から逃走した者は、6月以下の懲役若しくは10,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第196条 第50条の禁止命令に違反した者は、6月以下の懲役若しくは10,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第197条 裁判所の判決又は命令による公の競売を阻害又は妨害する目的で、暴行し、暴行する旨脅迫し、又は利益を供与し若しくはその約束をした者は、6月以下の懲役若しくは10,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第198条¹³ 審判若しくは裁判において裁判所若しくは裁判官を侮辱し、又は裁判所の審理若しくは裁定を妨害した者は、1年以上7年以下の懲役若しくは10,000バーツ以上140,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第199条 出生若しくは死亡の事実又は死亡の原因を秘匿する目的で、死体又はその一部を埋め、隠匿し、遺棄し又は損壊した者は、1年以下の懲役若しくは20,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第2章 司法職務に対する罪

第200条① 検察官、捜査指揮官、取調官、犯罪捜査官又は令状執行官の職位にある公務員が、個人に対して刑を受けさせず又はより軽い刑を受けさせるよう助ける目的で、その職権を不当に行使し又は行使しなかったときは、6月以上7年以下の懲役及び10,000バーツ以上140,000バーツ以下の罰金に処する。

13 1976年国家統治改革団命令（第41号）により改正。

② 前項の職権の行使又は不行使が、個人に対して殊更に刑を受けさせ、より重い刑を受けさせ、又は保安処分を科す目的でなされたときは、終身刑又は1年以上20年以下の懲役及び20,000バーツ以上400,000バーツ以下の罰金に処する。

第201条¹⁴ 裁判官、検察官、捜査指揮官又は取調官の職位にある公務員が、その職務に反するか否かにかかわらず、職権の行使又は不行使に関し、自己又は他人のために、財産その他の利益を不当に収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、5年以上20年以下の懲役若しくは終身刑及び100,000バーツ以上400,000バーツ以下の罰金、又は死刑に処する。

第202条¹⁵ 裁判官、検察官、捜査指揮官又は取調官の職位にある公務員が、その職位に任命される以前に収受し、又はその要求若しくは約束をした財産その他の利益のために、その職権を行使し又は行使しなかったときは、5年以上20年以下の懲役若しくは終身刑及び100,000バーツ以上400,000バーツ以下の罰金、又は死刑に処する。

第203条 裁判所の命令又は判決を執行する職務を行なう公務員が、裁判所の命令又は判決の執行を阻止又は妨害したときは、3年以下の懲役若しくは60,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第204条① 裁判所、取調官又は犯罪捜査官の権限により拘禁された者を留置監督する職務を行なう公務員が、被拘禁者を拘禁から解放したときは、1年以上7年以下の懲役及び20,000バーツ以上140,000バーツ以下の罰金に処する。

② 前項の罪において、死刑、終身刑若しくは15年以上の懲役に処せられた者、又は3人以上の者を解放したときは、2年以上10年以下の懲役及び40,000バーツ以上200,000バーツ以下の罰金に処する。

第205条① 前条の罪を、過失により犯したときは、2年以下の懲役若しくは40,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

② 前項の罪において、死刑、終身刑若しくは15年以上の懲役に処せられ

14 1959年刑法改正法(第1号)により改正。

15 1959年刑法改正法(第1号)により改正。

た者、又は3人以上の者を解放したときは、3年以下の懲役若しくは60,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

③ 本条の罪において、解放した者を3月以内に奪還すべく対処したときは、刑を停止する。

第4部 宗教に関する罪

第206条¹⁶ 礼拝所又は信仰の対象を冒瀆した者は、1年以上7年以下の懲役若しくは20,000バーツ以上140,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第207条 宗教的礼拝又は宗教的儀式における信者の適法な集会を妨害した者は、1年以下の懲役若しくは20,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第208条 仏教の僧侶、見習僧、修行僧その他宗教の聖職者であると誤信させる目的で、その表象を不当に着用し又は使用した者は、1年以下の懲役若しくは20,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第5部 公衆の平穩に関する罪

第209条① 活動を秘匿し、かつ、不法な目的を有する組織の構成員は、秘密結社の罪とし、7年以下の懲役及び140,000バーツ以下の罰金に処する。

② 前項の罪において、当該集団の主導者、運営者又は役員は、10年以下の懲役及び200,000バーツ以下の罰金に処する。

第210条① 本法第2編に規定する罪、かつ、1年以上の懲役に当たる罪の実行を5人以上で共謀した者は、犯罪組織の罪とし、5年以下の懲役若しくは100,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

② 前項の罪において、死刑、終身刑又は10年以上の懲役に当たる罪の実行について共謀したときは、2年以上10年以下の懲役及び40,000バーツ以上200,000バーツ以下の罰金に処する。

16 1976年国家統治改革団命令（第41号）により改正。

第211条 秘密結社又は犯罪組織の会合に参加した者は、その会合であることを知らずに参加したことを証明しない限り、秘密結社又は犯罪組織の罪とする。

第212条 次の各号に該当する者は、その事案に応じて、秘密結社又は犯罪組織の罪を犯した者と同じの刑に処する。

- (1) 秘密結社又は犯罪組織のために会合場所又は宿泊場所を提供した者
- (2) 秘密結社又は犯罪組織の構成員になるように勧誘した者
- (3) 秘密結社又は犯罪組織の構成員を資金の提供その他の方法で支援した者
- (4) 秘密結社又は犯罪組織が犯罪行為によって獲得した財物の処分に協力した者

第213条 秘密結社又は犯罪組織の構成員が、当該秘密結社又は犯罪組織の目的遂行のために犯罪を実行したときは、犯罪実行時に共に居た構成員又は会合に参加し犯罪実行に反対しなかった構成員、及び当該秘密結社若しくは犯罪組織の主導者、運営者若しくは役員は、その罪について法律が規定する刑に処する。

第214条① 本法第2編に規定する罪を犯すことを知りながら、その者に恒常的に宿泊場所、隠れ家又は会合場所を提供する者は、3年以下の懲役若しくは60,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

② 前項の罪を、父母、子、配偶者を援助する目的で犯したときは、裁判所は、刑を科さないことができる。

第215条① 10人以上が結集して、暴行し若しくは暴行する旨脅迫し、又はその他平穩を害する行為をしたときは、各々6月以下の懲役若しくは10,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

② 前項の罪において、凶器を所持する者がいたときは、すべての者を、2年以下の懲役若しくは40,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

③ 第1項の罪において、集団の主導者又は首謀者は、5年以下の懲役若しくは100,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第216条 前条の目的で結集し、公務員により解散を命じられた者が、解散

しなかったときは、3年以下の懲役若しくは60,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第6部 公衆の危険に関する罪

第217条 他人の所有物に放火した者は、6月以上7年以下の懲役及び10,000バーツ以上140,000バーツ以下の罰金に処する。

第218条¹⁷ 次の各号に該当する財物に放火した者は、死刑、終身刑又は5年以上20年以下の懲役に処する。

- (1) 人が居住する建造物、船舶又は水上家屋
- (2) 商品の製造又は保管に使用する建造物、船舶又は水上家屋
- (3) 興行場又は集会場
- (4) 国立の建造物、公共の場所又は宗教的儀式を行なう場所
- (5) 鉄道駅、空港、又は公共の駐車場若しくは駐船場
- (6) 公共交通機関として利用される5トン以上の蒸気船若しくは内燃機船、航空機又は列車

第219条 前2条の罪の予備は、未遂と同様に処する。

第220条① 自己の所有物であっても、物を焼損し、よって他人又は他人の所有物に危険を生じさせた者は、7年以下の懲役及び140,000バーツ以下の罰金に処する。

② 前項の罪を、第218条に掲げる財物について犯したときは、同条に規定する刑に処する。

第221条 爆発を起こし、よって他人又は他人の所有物に危険を生じさせた者は、7年以下の懲役及び140,000バーツ以下の罰金に処する。

第222条 爆発を起こし、よって第217条又は第218条に掲げる財物に損害を与えた者は、各条に規定する刑に処する。

第223条 第217条、第218条、第220条、第221条又は前条の罪において、損害を与え又はその危険を生じた財物の価値が些少で、かつ、他人に危険を

17 1971年国家改革評議会布告（第11号）により改正。

生じなかったときは、3年以下の懲役若しくは60,000パーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第224条¹⁸① 第217条、第218条、第221条又は第222条の罪を犯し、よって人を死亡させたときは、死刑又は終身刑に処する。

② 前項の罪において、人に重傷を負わせたときは、死刑、終身刑又は10年以上20年以下の懲役に処する。

第225条 失火により、他人の所有物に損害を与えた者は、7年以下の懲役若しくは140,000パーツ以下の罰金、又はその併科に処する。失火により、他人の生命に危険を生じさせた者も、同様とする。

第226条 建造物、船渠、公共駐車場若しくは駐船場、係船浮標、構造物、機械、機器、電線その他他人若しくは財物を防護する設備に対して作為をなし、よって他人に危険を生じさせた者は、5年以下の懲役若しくは100,000パーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第227条 建物その他構造物の設計、管理、建築、修繕又は解体を業とする者が、他人に危険を生じさせ得る方法によって、その実施規則又は手順に従わなかったときは、5年以下の懲役若しくは100,000パーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第228条① 公共水の氾濫を起こし又は水利を妨害する目的で作為をした者が、他人又は他人の所有物に危険を生じさせたときは、5年以下の懲役若しくは100,000パーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

② 前項の罪において、他人又は他人の所有物に損害を与えたときは、6月以上7年以下の懲役及び10,000パーツ以上140,000パーツ以下の罰金に処する。

第229条 公道、公道の一部である水門、堰堤若しくは堤防、又は航空機の離着陸場に対して作為をなし、交通に危険を生じる状態にした者は、5年以下の懲役若しくは100,000パーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第230条 鉄道若しくは路面電車の路線上に障害物を置き、軌道を緩め若し

18 1971年国家改革評議会布告(第11号)により改正。

くは取り外し、又は信号機に工作をして、鉄道又は路面電車の運行に危険を生じる状態にした者は、6月以上7年以下の懲役及び10,000パーツ以上140,000パーツ以下の罰金に処する。

第231条 灯台、浮標、信号機その他陸上交通、航海若しくは飛行の保安標識として設置された物に対して作為をなし、陸上交通、航海又は飛行に危険を生じる状態にした者は、6月以上7年以下の懲役及び10,000パーツ以上140,000パーツ以下の罰金に処する。

第232条 次の各号に該当する輸送機関に対して作為をなし、人に危険を生じる状態にした者は、6月以上7年以下の懲役及び10,000パーツ以上140,000パーツ以下の罰金に処する。

(1) 海洋船舶、航空機、鉄道又は路面電車

(2) 公共交通機関として利用される自動車

(3) 公共交通機関として利用される5トン以上の蒸気船又は内燃機船

第233条 旅客輸送を行なう者が、旅客に危険を生じる状態又は積載にしたときは、1年以下の懲役若しくは20,000パーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第234条 発電、変電又は送水に使用する設備に対して作為をなし、よって公衆の利便を阻害し、又は公衆に危険を生じさせた者は、5年以下の懲役若しくは100,000パーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第235条 郵便、電信、電話又は無線による公共通信を妨害した者は、3年以下の懲役若しくは60,000パーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第236条 他人に消費又は使用させる目的で、食品、薬品その他の消費財に不純物を混入して、人の健康に危険を生じさせた者は、3年以下の懲役若しくは60,000パーツ以下の罰金、又はその併科に処する。他人に消費又は使用させる目的で、不純物を混入した食品、薬品その他の消費財を販売し又は陳列した者も同様とする。

第237条 食品又は井戸、池若しくは貯水池の水に、毒物その他の健康を害すべき物質を混入した者は、その食品又は水が公衆の消費用に所有され又は設置されたものである場合において、6月以上10年以下の懲役及び10,000

パーツ以上200,000パーツ以下の罰金に処する。

第238条① 第226条から前条までの罪を犯し、よって人を死亡させたときは、終身刑又は5年以上20年以下の懲役及び100,000パーツ以上400,000パーツ以下の罰金に処する。

② 前項の罪において、人に重傷を負わせたときは、1年以上10年以下の懲役及び20,000パーツ以上200,000パーツ以下の罰金に処する。

第239条 第226条から第237条までの罪を過失により犯し、よって人の生命を危険にさらした者は、1年以下の懲役若しくは20,000パーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第7部 偽造及び変造に関する罪

第1章 通貨に関する罪

第240条 政府若しくは発行権者が発行する貨幣、紙幣その他を問わず、これらの通貨又は国債証券若しくはその利札を偽造した者は、通貨偽造の罪とし、終身刑又は10年以上20年以下の懲役及び200,000パーツ以上400,000パーツ以下の罰金に処する。

第241条 より高い価値を有するものと誤信させる目的で、政府若しくは発行権者が発行する貨幣、紙幣その他を問わず、既存の通貨又は国債証券若しくはその利札を変造した者は、通貨変造の罪とし、終身刑又は5年以上20年以下の懲役及び100,000パーツ以上400,000パーツ以下の罰金に処する。

第242条① 政府が発行する貨幣を不正に量目不足にした者は、7年以下の懲役及び140,000パーツ以下の罰金に処する。

② 前項の不正に量目不足にした貨幣を輸入し、行使し、又は行使の目的で所持した者も、前項と同様とする。

第243条 第240条の偽造通貨又は第241条の変造通貨を輸入した者は、各条に規定する刑に処する。

第244条 第240条の偽造通貨又は第241条の変造通貨であることを知りながら、行使の目的で所持した者は、1年以上15年以下の懲役及び20,000パーツ以上300,000パーツ以下の罰金に処する。

第245条 第240条の偽造通貨又は第241条の変造通貨であることを知らずに取得した後に、偽造通貨又は変造通貨であることを知って行使したときは、10年以下の懲役若しくは200,000パーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第246条 政府若しくは発行権者が発行する貨幣、紙幣その他を問わず、これらの通貨又は国債証券若しくはその利札を偽造又は変造する目的で、器械又は原料を製造した者は、5年以上15年以下の懲役及び100,000パーツ以上300,000パーツ以下の罰金に処する。偽造又は変造の用に供する目的で、器械又は原料を所持した者も、同様とする。

第247条 この章の罪を、外国政府若しくは発行権者が発行する貨幣、紙幣その他を問わず外国の通貨、又は外国の国債証券若しくはその利札について犯したときは、各条に規定する刑の2分の1に処する。

第248条 第240条、第241条又は前条の罪を犯した者が、この章に規定する別の罪を犯したときは、第240条、第241条又は前条の一罪のみに処する。

第249条① 政府若しくは発行権者が発行する貨幣、紙幣その他を問わず、これらの通貨又は国債証券若しくはその利札の性質又は形状と類似する札又は金属片を製造した者は、1年以下の懲役若しくは20,000パーツ以下の罰金、又はその併科に処する。当該札又は金属片を販売した者も、同様とする。

② 前項の札又は金属片の販売が、前項に掲げる物として陳列してなされたときは、3年以下の懲役若しくは60,000パーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第2章 印章、印紙及び切符に関する罪

第250条 国章、国璽又は国王の親署を偽造した者は、5年以上20年以下の懲役及び100,000パーツ以上400,000パーツ以下の罰金に処する。

第251条 行政機関、公的機関又は公務員の印章又は印影を偽造した者は、1年以上7年以下の懲役及び20,000パーツ以上140,000パーツ以下の罰金に処する。

第252条 前2条に掲げる偽造した印章、印影又は国王の親署を使用した者も、各条と同様とする。

第253条 第250条又は第251条に掲げる真正の印章又は印影を取得した者が、他人又は公衆に損害を及ぼす虞れのある方法で、当該印章又は印影を不当に使用したときは、各条に規定する刑の3分の2の刑に処する。

第254条 郵便、租税又は手数料徴収に使用する政府発行の印紙を偽造した者は、1年以上7年以下の懲役及び20,000パーツ以上140,000パーツ以下の罰金に処する。より高い価値を有するものと誤信させる目的で、既存の印紙を変造した者も、同様とする。

第255条 第250条、第251条又は前条に掲げる偽造若しくは変造された国章、国璽、国王の親署、行政機関、公的機関若しくは公務員の印章若しくは印影、又は印紙を輸入した者は、1年以上10年以下の懲役及び20,000パーツ以上200,000パーツ以下の罰金に処する。

第256条 再使用する目的で、第254条に掲げる政府発行の印紙に付された消印その他を抹消、除去、又はその他の作為をした者は、3年以下の懲役若しくは60,000パーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第257条 第254条又は前条の行為が国内又は国外で行なわれたか否かにかかわらず、第254条又は前条の罪から生じた印紙を使用し、販売し、交換し、又は陳列した者は、3年以下の懲役若しくは60,000パーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第258条 公共交通機関の切符を偽造し、又はより高い価値を有するものと誤信させる目的で、既存の切符を変造した者は、2年以下の懲役若しくは40,000パーツ以下の罰金、又はその併科に処する。再使用する目的で、切符に付された消印その他を抹消、除去、又はその他の作為をした者も、同様とする。

第259条 前条の罪を、公衆に販売する特定場所の入場券については犯したときは、1年以下の懲役若しくは20,000パーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第260条 前2条に掲げる切符又は入場券を使用し、販売し、交換し又は陳列した者は、1年以下の懲役若しくは20,000パーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第261条 第254条、第258条又は第259条に掲げる印紙、切符又は入場券を偽造又は変造する目的で、器械又は原料を製造した者は、2年以下の懲役若しくは40,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。偽造又は変造の用に供する目的で、器械又は原料を所持した者も、同様とする。

第262条 第254条、第256条、第257条又は前条の罪を、外国政府が発行する印紙について犯したときは、各条に規定する刑の2分の1の刑に処する。

第263条 第250条、第251条、第254条、第256条、第258条、第259条又は前条の罪を犯した者が、その罪に関連してこの章に規定する別の罪を犯したときは、第250条、第251条、第254条、第256条、第258条、第259条又は前条の一罪のみに処する。

第3章 文書に関する罪

第264条① 他人又は公衆に損害を及ぼす虞れのある方法によって、人に真正の文書と誤信させる目的で、文書の全部若しくは一部を偽造し、真正の文書に情報の加除その他修正をして変造し、又は偽造の印章若しくは署名を文書に添付した者は、文書偽造の罪とし、3年以下の懲役若しくは60,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

② 個人又は公衆に損害を及ぼす虞れのある取引において使用する目的で、他人の署名を付した用紙その他の物に、本人の同意を得ず又は本人の指示に反して情報を記入した者も、文書偽造の罪とみなし、前項と同一の刑に処する。

第265条 権利証書又は公文書を偽造した者は、6月以上5年以下の懲役及び10,000バーツ以上100,000バーツ以下の罰金に処する。

第266条 次の各号に該当する文書を偽造した者は、1年以上10年以下の懲役及び20,000バーツ以上200,000バーツ以下の罰金に処する。

- (1) 公文書たる権利証書
- (2) 遺言証書
- (3) 株券、債券、又は株券若しくは債券の証券証書
- (4) 為替手形

(5)¹⁹ 預金証書

第267条 他人又は公衆に損害を及ぼす虞れのある方法によって、証拠として使用する目的で、公務員に虚偽の申告をして、公文書又は公的文書に不実の記載をさせた者は、3年以下の懲役若しくは60,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第268条① 他人又は公衆に損害を及ぼす虞れのある方法で、前4条に掲げる文書を使用し又は引証した者は、各条に規定する刑に処する。

② 文書を偽造し又は公務員に不実の記載をさせた者が、前項の罪を犯したときは、本条の一罪のみに処する。

第269条① 医療、法律、会計その他の職にある者が、他人又は公衆に損害を及ぼす虞れのある方法によって、虚偽の証明書を作成したときは、2年以下の懲役若しくは40,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

② 前項の証明書を、不正に使用し又は引証した者も、同様とする。

第4章 電子カードに関する罪²⁰

第269/1条 他人又は公衆に損害を及ぼす虞れのある方法によって、真正の電子カードと誤信させ又は利益を図る目的で、電子カードの全部若しくは一部を偽造し、又は真正の電子カードに情報の加除その他修正をして変造した者は、電子カード偽造の罪とし、1年以上5年以下の懲役及び20,000バーツ以上100,000バーツ以下の罰金に処する。

第269/2条 前条に掲げる物を偽造若しくは変造し、又は偽造若しくは変造の情報を取得する目的で、器械又は原料を製造した者は、1年以上5年以下の懲役及び20,000バーツ以上100,000バーツ以下の罰金に処する。偽造若しくは変造の用に供し、又は情報を取得する目的で、器械又は原料を所持した者も、同様とする。

第269/3条 前2条に掲げる物を輸入し又は輸出した者は、3年以上10年以下の懲役及び60,000バーツ以上200,000バーツ以下の罰金に処する。

19 1992年刑法改正法(第12号)により新設。

20 2004年刑法改正法(第17号)により新設。

第269/4条① 偽造又は変造された物であることを知りながら、第269/1条の物を使用し又は使用の目的で所持した者は、1年以上7年以下の懲役若しくは20,000バーツ以上140,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

② 第269/1条の偽造物又は変造物を販売し又は販売の目的で所持した者は、1年以上10年以下の懲役若しくは20,000バーツ以上200,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

③ 第269/1条に規定する罪を犯した者が、前2項の罪を犯したときは、本条の一罪のみに処する。

第269/5条 他人又は公衆に損害を与える虞れのある方法で、他人の電子カードを不当に使用した者は、5年以下の懲役若しくは100,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第269/6条 他人又は公衆に損害を与える虞れのある方法で、行使する目的で他人の電子カードを不当に所持した者は、3年以下の懲役若しくは60,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第269/7条 この章の罪を、カード発行者が所持者に対して、商品若しくはサービス購入の代金若しくは料金の支払いのため、又は現金の借入れ若しくは引出しのために使用権限を付与した電子カードについて犯したときは、各条に規定する刑に2分の1を加えた刑に処する。

第5章 パスポートに関する罪²¹

第269/8条 他人又は公衆に損害を及ぼす虞れのある方法によって、真正のパスポートと誤信させる目的で、パスポートの全部若しくは一部を偽造し、真正のパスポートの情報を加除その他修正をして変造し、又はパスポートに虚偽の押印若しくは署名をした者は、パスポート偽造の罪とし、1年以上10年以下の懲役及び20,000バーツ以上200,000バーツ以下の罰金に処する。

第269/9条① 前条の偽造パスポートを使用し又は使用目的で所持した者は、1年以上10年以下の懲役及び20,000バーツ以上200,000バーツ以下の罰金に

21 2007年刑法改正法（第18号）により新設。

処する。

② 前条の偽造パスポートを販売し又は販売する目的で所持した者は、3年以上20年以下の懲役及び60,000バーツ以上400,000バーツ以下の罰金に処する。

③ 前条の偽造パスポートを2冊以上所持した者は、販売の目的で所持したものとみなす。

④ 前条に規定する罪を犯した者が、第1項又は第2項の罪を犯したときは、本条の一罪のみに処する。

第269/10条① 第269/8条の偽造パスポートを輸入し又は輸出した者は、1年以上10年以下の懲役及び20,000バーツ以上200,000バーツ以下の罰金に処する。

② 前項の罪を、販売する目的で犯した者は、3年以上20年以下の懲役及び60,000バーツ以上400,000バーツ以下の罰金に処する。

第269/11条① 他人又は公衆に損害を与える虞れのある方法で、他人のパスポートを不当に使用した者は、10年以下の懲役及び200,000バーツ以下の罰金に処する。

② 前項の罪を犯す者に、パスポートを提供した者も、同様とする。

第269/12条 海外渡航のための検査に使用する印章、印影又は査証欄を偽造した者は、1年以上10年以下の懲役及び20,000バーツ以上200,000バーツ以下の罰金に処する。

第269/13条① 前条の偽造された印章、印影又は査証欄を使用した者は、1年以上10年以下の懲役及び20,000バーツ以上200,000バーツ以下の罰金に処する。

② 前条の罪を犯した者が、前項の罪を犯したときは、本条の一罪のみに処する。

第269/14条 第269/12条の偽造された印章、印影又は査証欄を輸入し又は輸出した者は、1年以上10年以下の懲役及び20,000バーツ以上200,000バーツ以下の罰金に処する。

第269/15条 他人又は公衆に損害を与える虞れのある方法で、海外渡航の

検査に際して、真正の印章、印影又は査証欄を不当に使用した者は、第269/13条に規定する刑の3分の2に処する。

第8部 商取引に関する罪

第270条 商取引において利益を図る目的で、不適正な計量器又は測量器を使用し又は使用目的で所持した者は、3年以下の懲役若しくは60,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。販売する目的で、当該機器を所持した者も、同様とする。

第271条²² 購入者を欺く目的で、原産地、性質、品質又は数量を偽った商品を販売した者は、詐欺の罪に該当しない場合において、3年以下の懲役若しくは60,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第272条① 次の各号に該当する行為をした者は、1年以下の懲役若しくは2,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

(1) 公衆に他人の商品又は商取引と誤信させる目的で、他人が商取引で使用する名前、写真、商標その他の情報を引用し、又は他人が商取引で使用する名前、写真、商標その他の情報を商品、梱包、包装、包装資材、広告文、価格表、宣伝文その他に表示する行為

(2) 看板その他を模倣して、公衆に自己の営業地を近隣にある他人の営業地であると誤信させる行為

(3) 自己の商取引を利する目的で、他人の営業地、商品、産業又は商取引に対する信用を貶めるために、虚偽の言説を流布し又は宣伝する行為

② 本条の罪は、訴えがなければ訴追することができない。

第273条 他人の登録商標を偽造した者は、その登録が国内又は国外でなされたか否かにかかわらず、3年以下の懲役若しくは60,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第274条 公衆に他人の商標と誤信させる目的で、他人の登録商標を模倣した者は、その登録が国内又は国外でなされたか否かにかかわらず、1年以下

22 1979年刑法改正法（第4号）により改正。

の懲役若しくは20,000バーツ以下の罰金、又はその併科に処する。

第275条 第272条第1項第1号に掲げる他人の名前、写真、商標その他の情報を引用した商品、又は前2条に掲げる偽造若しくは模倣した商標を付した商品を輸入し、販売し又は陳列した者は、各条に規定する刑と同一の刑に処する。